

平成29年10月20日

関係各位

さいたま市 水道局 給水部 北部水道建設課長

さいたま市の水道工事設計単価における管材費の定義について

管材費として取り扱う主な資材について、原則として下記のとおりとします。

記

1. 管材費の定義

管材費とは、導水、浄水、送水、配水及び給水において水を直接輸送する管類（レンタル管等の仮設管類を含む）とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用をいう。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。

※管材は管等の内面が水に接する材料である。

※上記に関わらず、特殊な資材については別途定めるものとする。

2. 管材の例示（下表のとおり）

資材種別	対象資材の例
●管類とその接合材料	
管	NS形ダクタイル鋳鉄管 1種 直管 NS形 曲管 NS形 継ぎ輪
接合材料	NS形 コム輪 K形用T頭ボルト・ナット フランジ形用パッキン
給水用管	水道用ステンレス鋼管(SUS 316) HIVP チーズ®(TS)
レンタル管等	レンタル直管 レンタルフレキ管
●仕切弁、消火栓、空気弁 ほか管路付属設備	
弁	NS形ワフシール仕切弁 ボール式サドル付分水栓
栓	地下式消火栓(単口) レンタル消火栓

3. 適用の時期

本通知は平成29年10月27日以降の発注工事より適用するものとし、同日前の発注工事についてはなお従前の取扱いのとおりとする。

以上

本件に関する問合せ先

北部水道建設課 技術管理係

TEL : 048-714-3099

FAX : 048-832-1310